



答 申 第 6 7 2 号
平成 30 年 3 月 29 日

神戸市長 久 元 喜 造 様

神戸市個人情報保護審議会
会長 西 村 裕 三



答 申

神戸市個人情報保護条例第 11 条第 1 項の規定に基づき、平成 30 年 3 月 26 日付け神建道計第 1274 号により諮問のありました下記の事項について、次のとおり答申します。

記

放置自転車等管理システムの構築について
(条例第 11 条「電子計算機処理の制限」に関して)

- 1 放置自転車等に係る所有者情報及び盗難被害届提出状況を所轄警察署に対して照会するに当たり、放置自転車等保管所、所轄建設事務所及び所轄警察署をオンライン回線で結ぶ放置自転車等管理システムを構築することは、情報セキュリティの向上及び照会事務の負担軽減に寄与するものであり、公益に資すると認められるので、妥当である。
- 2 この場合、電子化された個人情報について、個人の権利利益を不当に侵害することのないよう、事務に携わる者への研修を十分に行う等、個人情報の維持管理を適切に行わなければならない。

放置自転車等管理システムの構築について
(条例第 11 条「電子計算機処理の制限」に関して)

【放置自転車等管理システムにおいて扱う情報】

移動を行った放置自転車や原動機付自転車（以下、自転車等という）の登録情報やその所有者にかかる下記情報

【自転車の所有者にかかる情報】

- ・ 氏名（漢字・カナ）
- ・ 住所
- ・ 郵便番号
- ・ 電話番号
- ・ 国籍

【自転車等にかかる情報】

- ・ 撤去日
- ・ 撤去場所
- ・ 返還日
- ・ 特徴
- ・ 防犯登録番号
- ・ 車体番号
- ・ ナンバープレート
- ・ 盗難届の提出の有無